

事業者排出量削減計画書 **新規** 変更

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	大阪府大阪市東成区神路三丁目8番36号					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	FCM株式会社 代表取締役 市居 律雄					
事業者の主たる業種	電線用芯線等の伸線加工業					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	平成20年4月～平成23年3月					
基本方針	エネルギー消費効率の改善、電気の使用に係る原単位を省エネ法に基づき対比1%以上の低減を目指す					
推進体制	社長を推進組織のトップとする環境マネジメントシステムにより、FCM（株）は環境保護が人類共通の最重要課題である事と認識し、「地球に感謝」を基本思想として、企業活動のあらゆる面で地球環境の保全に配慮して行動することを環境に対する基本理念とする。					
	環境マネジメントシステム名称	ISO-14001:2004				
	適用範囲	本社、全事業所				
	取得年月日	2001年10月5日				
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	平成20年度	工場製造部門	受変電設備低圧コンデンサー導入による電気の力率改善（原単位で対比1%以上）			
	平成20～21年度	工場製造部門	フォークリフト（2.5t）の入れ替えによる燃料使用量の低減			
	平成20～22年度	工場製造部門	大型部門の社内不良の発生を低減し、不良品による再熟化を削減する。又、製造稼働を効率化する。（継続取組み事項）			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （平成19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （平成22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）		
	A 事業所等排出区分	2,911.0 t	2,882.0 t	-1.0 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	t	t	%		
	排出合計	2,911.0 t *2	2,882.0 t	-1.0 %		
	目標設定の考え方	銅線の取扱量により増減の変動が生じるが、エネルギー消費効率の改善、電気の使用に係る原単位を省エネ法に基づき対比1%以上の低減を目指すことで、温室効果ガス排出量の削減を進める。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
	京都	二酸化炭素換算 （生産数量：t）	0.0833	0.0825	-1.0 %	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	エネルギー消費効率の改善、電気の使用に係る原単位を省エネ法に基づき対比1%以上の低減を目指す。					
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画） （二酸化炭素換算）				
		取組量等				
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）		t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m ³	（削減量）		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）		t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）		t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）		t
削減量等合計			*3	t		
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）			
	*1 2,911.0 t	(42)-(43) 2,882.0 t	-1.0 %			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・京都市が呼び掛けるライトダウンキャンペーンに参加する。					
特記事項	・毎朝事業所周辺の清掃活動を継続して実施する。 ・事業所内において節電活動を継続して実施していく。					

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 注3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 注4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。
 注5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。